

## 小野町新エネルギー推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の観点から環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、新エネルギー利用機器を導入する者に対して行う補助金の交付に関して、小野町補助金等の交付等に関する規則（昭和48年小野町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象機器)

第2条 この要綱において補助金の交付対象となる新エネルギー利用機器は、太陽光を利用して発電を行うシステム（以下「太陽光発電システム」という。）で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 住宅等の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧又は高圧の配電線と逆潮流有で連系するシステムで、電力事業者と電力受給契約を締結するもの
- (2) 未使用のもの（中古品は対象外）

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅に機器を設置する者、及び町内の事業所等に機器を設置する事業者
- (2) 町税を滞納していない者（申請者と生計を一にする者を含む。）
- (3) 以前に同一の種類機器に対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていない者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、20,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（住宅用に供する場合はその数値が4キロワットを超えるときは4キロワット、その他は5キロワットを超えるときは5キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、小野町新エネルギー推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 住民票謄本の写し
- (3) 町税の納税証明書（申請者と生計を一にする者を含む。）
- (4) 機器を設置しようとする場所の工事着手前の写真
- (5) 機器を設置する住宅、事業所等の位置図
- (6) 機器設置施工業者又は機器付き住宅販売業者が作成した機器の設置に関する見積書の

写し

- (7) 機器の形状、規格、構造等が分かる書類
- (8) 建物所有者の機器設置に係る承諾書（当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。）
- (9) その他町長が必要と認める書類

（変更等の承認申請）

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、町長の承認を受けようとする場合は、小野町新エネルギー推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、小野町新エネルギー推進事業補助金実績報告書（第4号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第5号様式）
- (2) 機器の設置状況を確認することができる写真
- (3) 機器の設置費に係る領収書の写し
- (4) 電力事業者との電力受給契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 規則第13条第2項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日（事業廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第8条 町長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、小野町新エネルギー推進事業補助金交付請求書（第6号様式）に基づき補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ、処分承認申請書（第7号様式）を町長に提出するものとする。

（情報の提供等）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から実施する。